

サポート・サービス申込書

ケイエフジィ・ジャパン（株） 御中

私（達）は、貴社のサービス利用規約の内容及び上記同意事項に同意した上で、下記案件のサポートサービスの利用を申し込みます。

提供会社 MAGNA GLOBAL プラン名 MIXG LOAN NOTE

サポートフィー率 2.0 %（税別） ※ 投資額に左記パーセントを乗じた金額を申し受けます。

サポートのお申込みには以下の事項への同意が必要です。下記の四角内にレ点をご記入ください。

- 本サービスの内容を理解し、規約内容に同意します。
- 本サービスに伴い自身が提示する情報に虚偽がないことに同意します。
- 上記投資案件のリスクを理解し、いかなる投資結果も貴社の責任ではないことに同意します。
- 秘密保持義務を理解し遵守することに同意します。
- 本サービスの範囲において、自身の情報を貴社が取得・使用することに同意します。

氏名 _____

氏名（ローマ字表記） _____

住所 _____

日付（西暦） _____ ご署名 _____

* 共同名義の場合は本シートを各1枚（計2枚）ご提出ください。また法人名義の場合は法人情報にてご記入ください。

本規約は、ケイエフジィ・ジャパン（株）（以下「当社」といいます。）がお客様にサービスを提供する際の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第1条（サービス内容）

1. 当社が提供するサポートサービスの内容は、以下のとおりです。尚、助言・助力の範囲に、法務、会計、税務等の専門的又は技術的なもの、資料の全文翻訳作業等は含まれません。
 - a. 案件に関する一般的な助言・助力
 - b. 案件に関する手続きの支援
 - c. その他関連業務
2. お客様に提供するサポートサービス（以下「本件業務」といいます。）の具体的な内容及び範囲は、お客様が希望する案件（以下「本案件」といいます。）毎に、個別に決定します。

第2条（サポートフィー）

1. 本件業務の対価であるサポートフィーは、案件毎に異なります。資料2【サポートフィー規定】に基づき、ご説明します。
2. サポートフィーは、請求書交付の日から28日以内に、当社指定の金融機関の口座にお振込みください。尚、その際の振込手数料はお客様の負担とします。

第3条（契約申込みの方法）

1. 本案件のサポート契約（以下「本契約」といいます。）の申込みは、資料1【必要書類リスト】に記載された書類を提出し、当社にてサポートフィーの受領を確認することで申込完了となります。

第4条（経費）

1. 当社が本件業務の遂行上必要となる印刷代、送料、交通費、その他の経費についてはお支払いいただくサポートフィーより負担します。ただし個別事由により追加で発生する費用は、事前にお客様の承諾を得た上でお客様へ請求することとします（士業への報酬、個別の手続き支援など）

第5条（中途解約）

1. お客様は、当社との契約を中途解約することができます。
2. 当社が本件業務に着手した後に中途解約された場合、解約の効力は、解約の理由を問わず、本件業務の未履行部分についてのみ生じるものとし、既履行部分に係る経費について、お客様はその負担を免れません。
3. 原則、既払い分のサポートフィーの返還はいたしません。
4. 中途解約によりお客様に生じる損害・損失について、当社は一切その責任を負いません。

第6条（秘密保持義務）

1. 当社は、お客様から提供された情報を秘密厳守します。ただし、当社の営業上、お客様が特定されないよう情報を加工した上で、

お客様に損害が生じない範囲において利用することがあります。

2. お客様は、以下に定める情報（以下「秘密情報」といいます。）について、当社の許可なく、本案件の目的以外の目的には利用せず、また第三者に対して開示、漏洩しないものとします。
 - a. 当社が開示又は提供した情報、資料（その複写物及び原本資料をもとに作成した資料を含みます。）等全ての情報、及び本案件の目的達成の過程で知り得た営業上の情報、その他一切の情報のうち、書面または口頭にて提供されたもの。
 - b. 本案件に係る知的財産権に関する情報、企画、技術資料、原価、価格決定等に関する情報、財務、人事等に関する情報
 - c. 本案件に係る他社との売買契約、業務提携に関する情報、お客様の業務戦略上重要な情報
 - d. その他、当社又はその関係者が「部外秘」「秘密」「機密」等の注意書きもしくは口頭による注意喚起によって秘密保持対象として指定した情報
3. お客様が秘密情報の創出又は得喪に関わった場合、直ちに当社に報告するものとします。
4. お客様が秘密情報の形成、創出に関わった場合であっても、当社及び当社関係者の業務上作成したものである限り、当該秘密情報についてお客様に帰属する権利を当社に譲渡し、その権利が帰属する旨の主張を致しません。
5. 本条は、本契約の終了後も、5年間、その効力を保持するものとします。

第7条（責任制限・不保証）

1. お客様は本案件のリスクを十分理解された上で当社サービスの利用を申し込むものとし、当社は本案件の目的達成、成功等の結果は一切保証しません。
2. 本案件の過程ないし結果においてお客様に損害・損失が生じたとしても、これについて当社が責任を負うのは本件業務の遂行上故意又は重大な過失があった場合に限られ、かつ、その責任はサービスの再実施に限られるものとします。

第8条（成果物の利用）

1. お客様は、本件業務の遂行過程で当社が口頭又は書面により提供した助言、報告その他の情報（以下「本件成果物」といいます。）を、自己の責任と負担において利用するものとします。
2. お客様が本件成果物を第三者に対して提供もしくは公表する場合には、本契約の終了後も、事前に当社の承諾を得るものとします。

第9条（情報の正確性）

1. お客様は、本人情報等のお客様が当社に提供した情報について、真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。お客

様から提供された情報の不正確性に起因してお客様に損害・損失が生じたとしても、当社はその責任を負いません。

2. お客様が当社に提供した情報に更新又は変更があった場合、お客様は速やかにその旨を当社に報告し、当社所定の書面にて更新又は変更後の情報を届け出るものとします。

第10条（再委託等）

1. 当社は、本件業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合、お客様に対して、事前にその理由、具体的な委託事項及び再委託の相手方について説明の上、その承諾を得るものとします。

第11条（契約上の地位の移転等の禁止）

1. お客様は、本契約に基づく権利義務の全部もしくはその一部を、当社の書面による事前承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転することはできません。

第12条（契約の変更等）

1. 本契約の全部又はその一部の変更は、当社及びお客様の正当な権限を有する代表者の記名押印を付した書面によらなければ、その効力を生じないものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、または特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者
2. お客様は、自ら又は第三者を利用して、次に該当する行為を行わないことを確約するものとします。暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為。

第14条（契約の解除）

1. お客様が本規約の条項に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後30日以内に当該違反が是正されなかった場合、当社は、書面の通知をもって本契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、お客様について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、催告なく、本契約を解除することができるものとします。

- a. 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- b. その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
- c. 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
- d. 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
- e. 解散の決議（法令による解散を含む。）をしたとき
- f. その他、当社との信頼関係を著しく破壊する事由があると判断したとき

第15条（損害賠償）

1. お客様が本規約の条項に違反したことにより生じた当社の損害について、お客様は賠償する責任を負うものとし、かかる損害には損害賠償請求権を行使するために費やした費用（弁護士等の専門家への報酬等）をも含むものとします。

第16条（準拠法・裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に基づき解釈され、かつ、遵守を強制されるものとします。
2. 本契約に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（誠実協議）

1. 本規約に定めがない事項及び各条項の解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従って協議し、決定するものとします。

第18条（当社問合せ先）

ケイエフジィ・ジャパン（株）

〒542-0067 大阪府大阪市中央区松屋町3-23 松屋タワー401号

TEL : 06-4303-5681 FAX : 06-4303-5682

Email : info@kikuchigroup.com

以上

資料1【必要書類リスト】

	必要書類	詳細	ご記入箇所・補足
1	サポートサービス申込書	-	ご署名・押印必要
2	身分証明書 (ID)	パスポート、運転免許証など、公的書類で顔写真のあるものいずれか一点。	鮮明な顔写真が必要
3	住所証明書 (POA)	運転免許証、国際運転免許証、海外銀行からの郵便物、住民票、水道、電気、ガス、固定電話の請求書 (本人名義) などいずれか一点	IDとの重複不可
4	その他書類 特殊手続き	提供会社もしくはお客様側の状況変化、国内外のルール変更、弁護士や管轄者の見解の変化等により、追加書類が必要または特別な対応が必要になる場合があります。(追加費用が必要になる場合があります)	適宜ご案内いたします。
5	その他書類 税務	海外での確定申告その他の税務に対応するために、追加書類が必要になったり、特別な対応が必要になる場合があります。(追加費用が必要になる場合があります)	適宜ご案内いたします。

資料2【サポートフィー規定】

	算定方法等	参考例
業務	1,案件に関する助言、助力、2,案件に関する手続き支援 3,その他関連業務	
業務の範囲	ご希望の案件についてサポートサービス契約前にご案内いたします	
算定方法と請求	サポートフィーは日本円で請求いたします。算定は下記の条件に従って行い、サポートをお申込みいただきましたのちに電子メールでご請求申し上げます。	
対象金額	案件に関わる金額の日本円換算額 (当社レート)	50,000 USD × ¥105 = ¥5,250,000
通貨とレート	各通貨のレートは過去6~12ヶ月間の相場に対応して当社が適時規定します。お申込み時にご確認ください。	1USD = ¥105
サポートフィー率	案件により1%~15%の範囲で規定。お申込み時にご確認ください	2%
金額	対象金額 × サポートフィーの率	¥5,250,000 × 2% = ¥105,000
消費税	サポートフィーには日本の消費税が加算されます	¥105,000 × 10% = ¥10,500
追加・特殊サポート	提供会社もしくはお客様側の個別事由、国内外のルール変更、弁護士や管轄者の見解の変化等により、追加書類が必要になったり、特別な対応が必要になる場合があります。(追加費用が必要になる場合があります)	名義変更、売却、税務、トラブルシューティング等
追加・特殊サポート費用	1時間あたり5,000円 / 最低10,000円 (税別)	税別 ¥10,000 ~
経費	追加・特殊対応以外の費用は弊社負担とします。	¥0 ~
メモ	お支払い条件：請求書発行から28日以内の銀行振り込み。お振込み控えを領収証としてご利用ください。振込手数料はご負担ください。	